

公益社団法人青森県看護協会 看護研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森県看護協会（以下「本会」という。）の会員が行う研究・調査（以下「研究等」という）に関し、倫理的、社会的、教育的観点から、これらの研究等が倫理的配慮を持って適正に行われるよう審議する看護研究倫理審査委員会の設置等について定め、もって研究対象者及びその関係者（以下「対象者等」という。）の人権を擁護するとともに、本会における研究事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(設置)

第2条 前条に掲げる事項を審査するため、本会に看護研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査対象)

第3条 委員会の審査の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「研究倫理委員会」に類似する委員会がない施設に所属する会員が主たる研究責任者で、学会等に発表あるいは学会誌に投稿を予定する場合
- (2) 本会の事業目的達成に必要な調査・研究の場合

(委員会の組織)

第4条 委員会の組織は、「公益社団法人青森県看護協会定款」第44条 「公益社団法人青森県看護協会細則」第19条 1項目による。

2. 委員の構成は「公益社団法人青森県看護協会定款」第44条 第3項 及び「公益社団法人青森県看護協会定款細則」第19条 第4項目による。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、「公益社団法人青森県看護協会定款細則」第19条 第5項による。

(委員会の運営)

第6条 委員会の運営は、別途運営要領による。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、合意または議決することはできない。

ただし、あらかじめ委任状を提出して欠席したものについては、出席とみなすことができる。

詳細については、別途運営要領による。

(審査)

第8条 委員会は、第1条の目的に基づき、研究者等が行う研究等が以下の各号に留意して行われるかどうかという観点から、審査を行うものとする。

- (1) 日本看護協会「看護研究における倫理指針」の趣旨に則して研究が行われるものであること
- (2) 対象者等の人権を尊重していること
- (3) 研究等を行うことにより、対象者等に不利益及び危険が生じないよう十分配慮していること
- (4) あらかじめ対象者等に研究等の内容及び方法等を説明し、理解を求めたうえで、対象者等から書面により同意を得ること。

なお、質問紙研究等、無記名自記式で回答を求める方法を用いる場合には、回答をもって同意したとみなすことができる

(申請手続き)

第 9 条 研究者等は、申請書を委員会に提出しなければならない。審査の手続きは、運営要領に従う。

(審査の判定、結果、通知)

第 10 条 審査の判定は、出席委員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、議決をもって判定することができる。議決は過半数をもって行い、同数の場合は、委員長が決定する。

2. 結果は、承認、条件付承認、要再申請、不承認、非該当の形式で行うものとする
3. 通知は審査後 1 か月以内に、会長から申請者に行う。
4. 通知に対して不服を 1 か月以内に申し立てることができる。
5. 審査の詳細等については別途運営要領による。

(研究等の終了・中止報告)

第 11 条 申請者は、研究等が終了し結果を公表したとき、または中止した時は、会長に、終了・中止を報告書により報告するものとする。

(委員の守秘義務)

第 12 条 委員は、審査等で知り得た個人及び研究経過等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いたあとも同様とする。

(規程の変更)

第 13 条 この規程における変更は、委員会の検討を経て、会長が決定する。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、かつ、会長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。